

中東知的財産ニュースレター Vol.26

アラブ首長国連邦 — 新しい連邦仲裁法を施行

アラブ首長国連邦では、一般には連邦仲裁法として知られている 2018 年連邦法第 6 条が 2018 年 6 月 14 日に施行された。それまで、アラブ首長国連邦では仲裁は一般的なことだったが、専門法が存在せず、1992 年の民事訴訟規則 (Civil Procedures Code) 第 203 条～第 218 条に準拠していた。

新法は、基本的に国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) の模範法に基づいており、その条項と一致しているが、仲裁判断を廃止する限定的な根拠を示し、仲裁裁判所に自らの管轄権で裁定する権限を与えている。さらに、仲裁を効率化して著しい遅延を防止するための条項も盛り込まれている。

適用範囲に関して言えば、同法は国内および国際仲裁手続に適用される。さらに、仲裁裁判所に当事者の合意の範囲内でさらなる権限を与えている。

同法は、アラブ首長国連邦に国際慣行に即した仲裁の枠組みをもたらすものである。これは、国内のみならず、地域または世界における仲裁の拠点として自らを位置付けようとする同国の意欲を示している。

アラブ首長国連邦 — 商標更新手続をオンライン化

アラブ首長国連邦では、2018 年 6 月 26 日より商標局への商標更新手続を電子的に行えるようになった。

新しいプロセスでは、関係書類をオンライン・システムにアップロードするとともに、地方新聞 2 紙で更新を公告する必要がある。その後、証明書が即時に発行されることで、更新プロセスの大幅な迅速化につながる。

なお、官報での公表は更新証明書発行後の段階で行われる。

アラブ首長国連邦における商標の更新について：

- 保護期間：出願日から 10 年間で、10 年ずつ更新可能
- 出願要件：法律で認められた委任状 (POA) と登録証明書の写し
- 留意事項：グレース・ピリオドは 3 ヶ月

イラン — 特許年金および特許期間満了に関する最新情報

イラン知的財産庁 (Iranian Intellectual Property Office : IIPO) は先頃、慎重に検討を重ねた末に、特許年金および特許期間満了の計算に関する決定を下した。

新しい決定によると、以下の規則が適用される。

- 2018年5月30日以降に PCT 経由で国内に移行された新規特許出願については、出願時に納付すべき特許年金に国際段階で累積した未納付年金を含めるものとする。出願の国内移行後の年金納付は、国際出願の周年応当日を期限とする。
- 2018年5月30日の時点で付与済みおよび係属中の出願については、年金年を国際出願日と一致させるために、次の予定日に正しい特許年金を納付する必要がある。
 - PCT 出願された付与済みの特許については、正しい満了日で特許証が再発行されることは示唆されておらず、次回年金日に必要な納付を処理することで年金年を修正することが義務付けられる。ほとんどの場合、2年分の年金を同時に納付し、記録を更新して次回納付日を国際出願の周年応当日として反映させる必要がある。
 - PCT 出願された係属中の出願については、次回年金日に必要な納付を処理することで年金年を修正することが望ましい。ほとんどの場合、2年分の年金を同時に納付し、記録を更新して次回納付日を国際出願の周年応当日として反映させる必要がある。IIPO は、特許登録時に未納付年金を延滞料なしで納付することを認める。

この規則の更新に伴い、当初はある程度の混乱が生じることが予想されるが、長期的に見れば、この慣行は世界中の PCT 経由の国内出願に関する一般的な手続と合致する。これにより出願人のデータベースは確実に合理化され、特定のпатент・ファミリーに関する年金の適正かつ適時の納付の確保につながるだろう。

レバノン — 譲渡および合併のレコーダルに関する手続を改定

レバノン商標局 (TMO) は、譲渡および合併のレコーダルに関する手続を改定した。

2018年6月29日より、出願人は追加の書類要件として、譲渡および／または合併のレコーダル手続とともに登録証明書の原本を提出しなければならない。その後、TMOにより単なる宣言ではなく新しい証明書が発行される。証明書が譲受人または合併後の新規事業体の名前で発行されるのか、あるいは最初の所有者名のままレコーダルの明細が承認として記載されるのかはまだ明確になっていない。譲渡および／または合併のレコーダル手続完了時に登録証明書の原本は返却されない。

なお、登録証明書の原本が提出されない場合、譲渡および／または合併のレコーダル手続は処理されない。証明書の原本を持っていない所有者は当面の間、レコーダル手続を完了することができなくなる可能性がある。さらに、TMO に文書保管システムがないこ

とを考えると、認証膳本の取得は代替案とはなり得ない。TMO では、これらの事実を踏まえ、あらゆる選択肢と解決策を検討するためにさらなる議論が重ねられている。

イエメン — 商標局が類見出し申請は認められないことを改めて表明

イエメン商標局は、先の 2018 年閣僚決議第 72 号にあるように、類見出し申請が認められないことを改めて表明した。出願人は、特定の商品またはサービスを指定せずに類全体の名称で出願をすることはできない。

言い換えれば、登録の際に商品またはサービスを実際にどう書き表したかによって、登録の具体的な保護の範囲が決まることになる。

さらに、この決定はすべての新規出願に適用される。係属中および未受理の出願については、主張した商品またはサービスのリストに修正が必要な場合、審査時に当局の措置が出されるものと見られている。

サウジアラビア — 数千点に及ぶ模倣品を消費者の手に渡る前に破壊

サウジアラビア商業投資省 (MCI) は、偽造品や模倣品の撲滅に向けた継続的な取り組みの一環として、有名ブランド名を冠した偽造品を 1 万 7,000 点余り押収した。

こうした行為は反不正商品法および湾岸協力会議 (GCC) 商標法の違反と見なされるため、MCI の関係当局は必要な法的手続を講じ、起訴に持ち込むだろう。

こうした違法行為の罰則として、最高 3 年の懲役、最高 100 万リヤルの罰金、および被告人負担による地方新聞 2 紙での中傷広告掲載が科される可能性がある。

ヨルダン — 国際化国別コード・トップレベル・ドメインの登録料を値下げ

ヨルダン国立情報技術センター (Jordan National Information Technology Center) は、国際化国別コード・トップレベル・ドメイン (「.alurdun」) の登録促進を図るために、登録料の値下げを発表した。保護期間は 2 年ではなく 1 年となる。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 26

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2018年10月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。